



平成 27 年 8 月 27 日

各 位

会 社 名 テックファームホールディングス株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 CEO 永 守 秀 章
(J A S D A Q ・ コード番号 3 6 2 5)
問 合 せ 先 経営管理部長 松 本 圭 太
(TEL. 0 3 - 5 3 6 5 - 7 8 8 8)

新株予約権（有償ストック・オプション）の取得及び消却に関するお知らせ

当社は、平成26年10月30日付「募集新株予約権（有償ストック・オプション）の発行に関するお知らせ」にてお知らせいたしました、当社及び当社関係会社の取締役、執行役員及び従業員に対して有償にて発行いたしました新株予約権の全てを取得し、これを消却することといたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 取得及び消却の対象となる新株予約権の内容

第5回新株予約権

(1) 取締役会決議日	平成 26 年 10 月 30 日
(2) 新株予約権の権利行使期間	平成 28 年 11 月 1 日～平成 30 年 10 月 31 日
(3) 新株予約権の割当対象者	当社及び当社関係会社の取締役、執行役員及び従業員
(4) 新株予約権の権利行使価格	1 株当たり 1,664 円
(5) 発行した新株予約権の数	3,080 個 (308,000 株)
(6) 消却後の新株予約権の数	0 個

2. 新株予約権の取得及び消却の理由

当社が発行いたしました上記新株予約権につきましては、新株予約権の行使の条件を満たさなくなった状況を鑑み、当社は本日開催の取締役会決議により当該新株予約権の全てを無償で取得し、その全てを消却することといたしました。

< 当該新株予約権の行使条件（一部抜粋） >

新株予約権者は、平成 27 年 7 月期及び平成 28 年 7 月期の営業利益（当社の有価証券報告書に記載される連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合、損益計算書）における営業利益をいい、以下同様とする。）が下記 (a) 乃至 (c) に掲げる条件を満たしている場合、各新株予約権者に割り当てられた本新株予約権のうち、下記 (a) 乃至 (c) に掲げる割合（以下、「行使可能割合」という。）の個数を限度として行使することができる。なお、行使可能な本新株予約権の数に 1 個未満

の端数が生じる場合は、これを切り捨てた数とし、国際財務報告基準の適用等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会で定めるものとする。

(a) 平成 27 年 7 月期の営業利益が 1.5 億円を超過し、かつ平成 28 年 7 月期の営業利益が 3.0 億円を超過した場合：行使可能割合：30%

(b) 平成 27 年 7 月期の営業利益が 1.5 億円を超過し、かつ平成 28 年 7 月期の営業利益が 3.5 億円を超過した場合：行使可能割合：60%

(c) 平成 27 年 7 月期の営業利益が 1.5 億円を超過し、かつ平成 28 年 7 月期の営業利益が 4.0 億円を超過した場合：行使可能割合：100%

3. 新株予約権の取得日及び消却日

平成 27 年 9 月 28 日

4. 業績に与える影響

当該新株予約権の取得及び消却により、当社グループの平成28年6月期の連結業績に与える影響は軽微であります。

以 上